

平成 28 年 パーフェクト行政書士 過去問題集

(3767)

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 28 年 9 月 5 日

株住宅新報社

出版グループ

TEL.03-6403-7806

【法改正等】 上記書籍に、以下のような法改正等による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P14 問題 14 肢 2 の 2 行目「当該申請に」から 4 行目末尾までを修正	裁決で、当該不作為が違法または不当である旨を宣言するとともに、当該不作為庁に対し、すみやかに申請を認める処分をすべき旨を命ずる。	
P33 問題 38 問題文の 1 行目	(委員会設置会社を除く。)	(指名委員会等 設置会社を除く。)
P79 問題 38 問題文の 1 行目～2 行目	(委員会設置会社を除く。)	(指名委員会等 設置会社を除く。)
P81 問題 40 問題文の 1 行目	(委員会設置会社を除く。)	(指名委員会等 設置会社を除く。)
P125 問題 38 問題文の 1 行目	(委員会設置会社を除く。)	(指名委員会等 設置会社を除く。)
P126 問題 39 問題文の 1 行目	(委員会設置会社を除く。)	(指名委員会等 設置会社を除く。)
P127 問題 40 肢 4 の 1 行目	委員会設置会社である	指名委員会等 設置会社である
P163 問題 23 肢 5 の 2 行目	認めるときは、長は再議に付さなければならない。	認めるとき でも 、長は 必ずしも 再議に付さなければならない わけではない 。
P174 問題 39 問題文の 1 行目	委員会設置会社に	指名委員会等 設置会社に
P222 問題 39 肢 1 の 1 行目	委員会設置会社以外の	指名委員会等 設置会社以外の
P223 問題 40 肢 3 の 1 行目	委員会設置会社は、	指名委員会等 設置会社は、
P267 問題 14 肢 2 の 1 行目～2 行目の囲み部分を修正	不作為についての審査請求に理由があっても、審査庁は、必ずしも申請を認める処分をすべき旨を命ずるとは限らない。	
P267 問題 14 肢 2 の 7 行目末尾に追加	ここでいう「一定の処分」には、申請を認める処分のみならず、申請を拒否する処分も含まれる。	

P360 問題 24 枝 4 の下 5 行目	地方公務員法 24 条 <u>6</u> 項	地方公務員法 24 条 5 項
P383 問題 40 枝 4 の下 5 行目	(委員会設置会社を除く)	(指名委員会等 設置会社を除く)
P461 問題 38 枝 3 の 1 行目～2 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P461 問題 38 枝 3 の下 1 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P462 問題 38 枝 3 の 3 行目	<u>3</u> 項	6 項
P462 問題 38 枝 3 の 4 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P463 問題 39 「エ」 の 3 行目	(委員会設置会社を除く)	(指名委員会等 設置会社を除く)
P465 問題 40 枝 4 の 1 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P465 問題 40 枝 4 の 4 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P465 問題 40 枝 4 の 5 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P523 問題 23 枝 5 の 3 行目「普通地方 公共団体の」～「(同 法 177 条 1 項)。」を 修正	旧法 177 条 1 項は、「普通地方公共団体の議会の議決が、収入または支出に関し執行することができないものであると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない」と規定されていた。	
P523 問題 23 枝 5 の下 1 行目末尾に追 加	よって、現行法では、一般的拒否権として処理されるため、長は、必ずしも再議に付す法的義務を負わない。	
P548 問題 38 枝 4 下 3 行目	(委員会設置会社も同じ)	(指名委員会等 設置会社も同じ)
P548 問題 39 下 3 行目	委員会設置会社とは、	指名委員会等 設置会社とは、
P548 問題 39 下 3 行目～4 行目	(「委員会設置会社」という。)	(「 指名委員会等 設置会社」という。)
P548 問題 39 下 1 行目	委員会設置会社では	指名委員会等 設置会社では
P548 問題 39 「ア」 の下 6 行目	委員会設置会社では、	指名委員会等 設置会社では、
P549 問題 39 「イ」 の 1 行目	委員会設置会社では、	指名委員会等 設置会社では、
P549 問題 39 「イ」 の下 7 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の

P549 問題 39 「イ」 の下 5 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P549 問題 39 「イ」 の下 4 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P549 問題 39 「イ」 の下 2 行目	委員会設置会社においては、	指名委員会等 設置会社において は、
P550 問題 39 「エ」 の 3 行目	委員会設置会社では、	指名委員会等 設置会社では、
P550 問題 39 「エ」 の 4 行目～5 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P550 問題 39 「オ」 の 1 行目	委員会設置会社では、	指名委員会等 設置会社では、
P550 問題 39 「オ」 の 2 行目	委員会設置会社以外の	指名委員会等 設置会社以外の
P550 問題 39 「オ」 の 10 行目～11 行目	委員会設置会社では、	指名委員会等 設置会社では、
P561 問題 47 肢 2 の 4 行目「実際に、」 から 7 行目末尾まで を修正	実際に、第 190 回通常国会（2016（平成 28）年 1 月召集）での新規 提出法案は、内閣提出法案が 56 本、議員提出法案は 72 本で、法案成 立率は、内閣提出法案が 90%で、議員提出法案は 25%でしかなかった。 た。	
P633 問題 39 肢 1 の 1 行目	委員会設置会社以外の	指名委員会等 設置会社以外の
P633 問題 39 肢 1 の 3 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P633 問題 39 肢 1 の 4 行目	（会社法 331 条 3 項）	（会社法 331 条 4 項）
P633 問題 39 肢 1 の 5 行目	委員会設置会社以外の	指名委員会等 設置会社以外の
P633 問題 39 肢 1 の 6 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P633 問題 39 肢 1 の 7 行目～8 行目	委員会設置会社の	指名委員会等 設置会社の
P634 問題 39 肢 5 の 3 行目	（委員会設置会社を除く）	（ 指名委員会等 設置会社を除く）
P635 問題 40 肢 3 の 1 行目	委員会設置会社は、	指名委員会等 設置会社は、
P635 問題 40 肢 3 の 7 行目	委員会設置会社は、	指名委員会等 設置会社は、
P635 問題 40 肢 3 の 8 行目	委員会設置会社であり	指名委員会等 設置会社であり
P635 問題 40 肢 3 の 10 行目～11 行目	委員会設置会社は、	指名委員会等 設置会社は、

P647 問題 50 「ア」 の 2 行目～4 行目末 尾までを修正	2016 年 6 月現在, EU28 加盟国のうち, ユーロを導入しているのは 20 カ国である。ユーロは 02 年に市場流通が開始され, 11 年にはエスト トニア, 14 年 1 月にラトビア, 15 年 1 月にはリトアニアに導入され た。
--	--

【正誤】 上記書籍に, 以下のような正誤が見つかりましたので, 訂正ください。誤りにつ
きましては, 謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P312 問題 52 肢 3 の 3 行目	<u>数 10cm</u>	数m